

IP通信網サービス契約約款（OCN） 別冊（OCN ドットフォンサービス）【現改比較表】 2025年5月1日現在

～2025年5月31日

2025年6月1日～

目次（略）

第1章 総則

第1条（略）

（用語の定義）

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～7（略）	（略）
8 第1種ドットフォン利用回線	当社が別に定める回線であり、第1種ドットフォン契約に係るもの （注）当社が別に定める回線は、第1種ドットフォンサービスを利用するための電気通信回線であって、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））に定める第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ3のコース1のメニュー1のプラン8並びにタイプ8のコース2のプラン2及びプラン3を除きます。以下同じとします。）の加入者回線等（ <u>第1種ドットフォンサービスがタイプ1の場合にはDSL回線、光アクセス回線に係るものに限ります。</u> ）とします。
9～12（略）	（略）

第2章 ドットフォンサービスの種類等

（ドットフォンサービスの種類）

第3条 ドットフォンサービスには、次の種類があります。

種類	内容
第1種ドットフォンサービス	<u>第1種ドットフォン利用回線を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの</u>
第3種ドットフォンサービス	第3種ドットフォン利用回線を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの

（ダイヤルアウト）

第4条 ドットフォン契約者は、ダイヤルアウト（ボイスモードに係る通信のうち、次に掲げる発信元から発信先に対して行うものをいいます。以下同じとします。）を行うことができます。

ただし、当社が別に定める通信は提供対象外とします。

（1）発信元

A ボイスモードで使用する回線

目次（略）

第1章 総則

第1条（略）

（用語の定義）

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～7（略）	（略）
8 第1種ドットフォン利用回線	当社が別に定める回線であり、第1種ドットフォン契約に係るもの （注）当社が別に定める回線は、第1種ドットフォンサービスを利用するための電気通信回線であって、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））に定める第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ3のコース1のメニュー1のプラン8並びにタイプ8のコース2のプラン2及びプラン3を除きます。以下同じとします。）の加入者回線等とします。
9～12（略）	（略）

第2章 ドットフォンサービスの種類等

（ドットフォンサービスの種類）

第3条 ドットフォンサービスには、次の種類があります。

種類	内容
第1種ドットフォンサービス	<u>当社が設置する電気通信設備を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの</u>
第3種ドットフォンサービス	第3種ドットフォン利用回線を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの

（ダイヤルアウト）

第4条 ドットフォン契約者は、ダイヤルアウト（ボイスモードに係る通信のうち、次に掲げる発信元から発信先に対して行うものをいいます。以下同じとします。）を行うことができます。

ただし、当社が別に定める通信は提供対象外とします。

（1）発信元

A ボイスモードで使用する回線

～2025年5月31日

2025年6月1日～

- a [第1種ドットフォンサービスに係る第1種ドットフォン利用回線](#)
- b [第3種ドットフォンサービスに係る第3種ドットフォン利用回線](#)

(2) 発信先

- A 加入電話等設備
- B I P電話設備
- C 料金表第1表（料金）1-2-5のイに規定する地域

(注) 当社が別に定める通信は、次の表に掲げるものとします。

区 分	内 容
第1種ドットフォンサービス	当社のWebサイト ( <a href="https://service.ocn.ne.jp/signup/phone/ip/voip.html">https://service.ocn.ne.jp/signup/phone/ip/voip.html</a> ) に掲げる通信
第3種ドットフォンサービス	当社のWebサイト ( <a href="https://welcome.050plus.com/web/jsp/pc/ja/NoticeDetail.jsp">https://welcome.050plus.com/web/jsp/pc/ja/NoticeDetail.jsp</a> ) に掲げる通信

2 (略)

第3章 契約

第1節 第1種ドットフォンサービスに係る契約  
(第1種ドットフォンサービスの区別)

第5条 第1種ドットフォンサービスには次の区別があります。

区 別	内 容
<a href="#">タイプ1</a>	<a href="#">タイプ3以外のもの</a>
タイプ3	050あんしんナンバー転送等機能2を利用することができるもの

[備考](#)

[タイプ1](#)については、第1種ドットフォン利用回線において、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））に定めるIPv4タイプ以外の通信プロトコルのみを利用する場合、第29条（回線による制約）に規定する制約があります。

第6条～第7条（略）

(第1種ドットフォン契約申込みの承諾)

第8条 当社は、共通編第10条（I P通信網契約申込みの承諾）第1項の申込みがあった場合、[第1種ドットフォン契約の申込者が、当社の推奨するボイスハードウェア及びファームウェア（以下「ボイスハードウェア等」といいます。）を使用することを条件として、その請求を承諾します。](#)

- a [削除](#)
- b [第3種ドットフォンサービスに係る第3種ドットフォン利用回線](#)

[B クリックダイヤル装置（クリックダイヤル機能を提供するために当社が設置する電気通信設備をいいます。）](#)

(2) 発信先

- A 加入電話等設備
- B I P電話設備
- C 料金表第1表（料金）1-2-5のイに規定する地域

(注) 当社が別に定める通信は、次の表に掲げるものとします。

区 分	内 容
第1種ドットフォンサービス	当社のWebサイト ( <a href="https://service.ocn.ne.jp/signup/phone/ip/anshin-ocn.html">https://service.ocn.ne.jp/signup/phone/ip/anshin-ocn.html</a> ) に掲げる通信
第3種ドットフォンサービス	当社のWebサイト ( <a href="https://welcome.050plus.com/web/jsp/pc/ja/NoticeDetail.jsp">https://welcome.050plus.com/web/jsp/pc/ja/NoticeDetail.jsp</a> ) に掲げる通信

2 (略)

第3章 契約

第1節 第1種ドットフォンサービスに係る契約  
(第1種ドットフォンサービスの区別)

第5条 第1種ドットフォンサービスには次の区別があります。

区 別	内 容
タイプ3	050あんしんナンバー転送等機能2を利用することができるもの

第6条～第7条（略）

(第1種ドットフォン契約申込みの承諾)

第8条 当社は、共通編第10条（I P通信網契約申込みの承諾）第1項の申込みがあった場合、その請求を承諾します。

～2025年5月31日

2025年6月1日～

2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第 10 条第 2 項に規定するほか、次の場合には、その第 1 種ドットフォンサービスの申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第 1 種ドットフォンサービスの申込みをした者が、第 1 種ドットフォン利用回線に係る契約者と同一の者とならないとき。

(2) 第 1 種ドットフォンサービスを利用する場所と第 1 種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備の設置場所が同一とならないとき。

(3) 第 1 種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備において、他の第 1 種ドットフォンサービス（タイプ 1 に係るものに限ります。）又はエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の I P 通信網サービス契約約款に規定する第 2 種ドットフォンサービス（タイプ 1 に係るものに限ります。）を利用しているとき。

第 9 条～第 10 条（略）

（発信番号通知）

第 11 条 第 1 種ドットフォン契約者が行う通信については、発信側の第 1 種ドットフォン契約者の I P 電話番号を着信側の利用者へ通知します。ただし、次の場合については、この限りではありません。

(1) 第 1 種ドットフォン契約者が、自らボイスハードウェアの設定を行うことにより通知をしない設定を行ったとき（通信の発信に先立ち「1 8 6」をダイヤルした場合を除きます）。

(2) 通信の発信に先立ち、「1 8 4」をダイヤルしたとき。

第 12 条（略）

（国際電話利用休止機能の提供）

第 13 条 共通編第 18 条（付加機能の提供）に規定するほか、当社は、第 7 条（第 1 種ドットフォン契約申込みの方法）に規定する第 1 種ドットフォン契約（タイプ 1 に係るものに限ります）の利用申込みがあった場合は、同時に、付加機能（国際電話利用休止機能に限ります。以下この条において同じとします。）の提供開始の請求があったものとみなして取り扱います。

（第 1 種ドットフォン契約に基づく権利の譲渡）

第 14 条 当社は、共通編第 13 条（I P 通信網契約に基づく権利の譲渡）第 1 項及び第 2 項の規定により タイプ 1 及びタイプ 3 に係る第 1 種ドットフォン利用権（第 1 種ドットフォン契約者が第 1 種ドットフォン契約に基づいて第 1 種ドットフォンサービスの提供を受ける権利を言います。以下同じとします。）の譲渡の承認を求められたときは、共通編第 13 条第 3 項に規定するほか、第 1 種ドットフォン利用回線に係る第 2 種利用権（第 2 種契約者が第 2 種契約に基づいて第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利を言います。以下同じとします。）の譲渡が認められない場合を除いて、これを承認します。

2 削除

第 15 条（略）

第 2 節（略）

2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第 10 条第 2 項に規定するほか、次の場合には、その第 1 種ドットフォンサービスの申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第 1 種ドットフォンサービスの申込みをした者が、第 1 種ドットフォン利用回線に係る契約者と同一の者とならないとき。

(2) 削除

(3) 削除

第 9 条～第 10 条（略）

（発信番号通知）

第 11 条 第 1 種ドットフォン契約者が行う通信については、発信側の第 1 種ドットフォン契約者の I P 電話番号を着信側の利用者へ通知します。

第 12 条（略）

第 13 条 削除

（第 1 種ドットフォン契約に基づく権利の譲渡）

第 14 条 当社は、共通編第 13 条（I P 通信網契約に基づく権利の譲渡）第 1 項及び第 2 項の規定によりタイプ 3 に係る第 1 種ドットフォン利用権（第 1 種ドットフォン契約者が第 1 種ドットフォン契約に基づいて第 1 種ドットフォンサービスの提供を受ける権利を言います。以下同じとします。）の譲渡の承認を求められたときは、共通編第 13 条第 3 項に規定するほか、第 1 種ドットフォン利用回線に係る第 2 種利用権（第 2 種契約者が第 2 種契約に基づいて第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利を言います。以下同じとします。）の譲渡が認められない場合を除いて、これを承認します。

2 削除

第 15 条（略）

第 2 節（略）

～2025年5月31日

2025年6月1日～

第4章 付加機能  
(付加機能の廃止)

第25条 当社は、付加機能（特定番号通知機能に限ります。）の提供条件を満たさなくなったことを知ったときは、その付加機能を廃止します。

第5章 (略)

第6章 通信

第28条 (略)

(回線による制約)

第29条 ドットフォン契約者は、共通編第29条（回線による制約）に規定するほか、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、第1種ドットフォン利用回線又は第3種ドットフォン利用回線を使用することができない場合（当社が別に定める理由により使用することができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）においては、ドットフォンサービスを利用することができない場合があります。また、この場合においてドットフォン契約者がボイスモードを利用しているときは、そのボイスモードの通話が切断される事があります。

2 第1種ドットフォン契約者（タイプ1に係る者に限ります。）は、第1種ドットフォン利用回線において、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））に定めるIPv4タイプ以外の通信プロトコルのみを利用する場合、第1種ドットフォンサービス（050 あんしんナンバー転送等機能を利用する場合を除きます。）を利用することはできません。

(注) 本条に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る共通編別記2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

第30条～第31条 (略)

第7章 料金等の支払義務

(定額利用料等の支払義務)

第32条 共通編第31条に規定する料金等の支払義務として、タイプ6に係る第3種ドットフォン契約者を除くドットフォン契約者にあつては、その契約に基づいて当社がドットフォンサービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）を含む料金月の翌料金月から起算して、タイプ6に係る第3種ドットフォン契約者にあつては、その契約に基づいて当社がドットフォンサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌々料金月から起算して、契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）を含む料金月までの期間（タイプ1又はタイプ3に係る第1種ドットフォン契約について、提供を開始した日を含む料金月の解除又は廃止が複数回（2回以上）行われた際は1か月間とさせていただきます場合があります。）について、当社が提供するドットフォンサービスの態様に応じて料金表第1表（料金）に規定するドットフォン契約に係る利用料金（ダイヤルアウト通信料を除きます。以下「定額利用料等」といいます。）の支払いを要します。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 (略)

3 (略)

第33条 (略)

第8章～第10章 (略)

第4章 削除

第25条 削除

第5章 (略)

第6章 通信

第28条 (略)

(回線による制約)

第29条 ドットフォン契約者は、共通編第29条（回線による制約）に規定するほか、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、第1種ドットフォン利用回線又は第3種ドットフォン利用回線を使用することができない場合（当社が別に定める理由により使用することができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）においては、ドットフォンサービスを利用することができない場合があります。また、この場合においてドットフォン契約者がボイスモードを利用しているときは、そのボイスモードの通話が切断される事があります。

(注) 本条に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る共通編別記2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

第30条～第31条 (略)

第7章 料金等の支払義務

(定額利用料等の支払義務)

第32条 共通編第31条に規定する料金等の支払義務として、タイプ6に係る第3種ドットフォン契約者を除くドットフォン契約者にあつては、その契約に基づいて当社がドットフォンサービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）を含む料金月の翌料金月から起算して、タイプ6に係る第3種ドットフォン契約者にあつては、その契約に基づいて当社がドットフォンサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌々料金月から起算して、契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）を含む料金月までの期間（タイプ3に係る第1種ドットフォン契約について、提供を開始した日を含む料金月の解除又は廃止が複数回（2回以上）行われた際は1か月間とさせていただきます場合があります。）について、当社が提供するドットフォンサービスの態様に応じて料金表第1表（料金）に規定するドットフォン契約に係る利用料金（ダイヤルアウト通信料を除きます。以下「定額利用料等」といいます。）の支払いを要します。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 (略)

3 (略)

第33条 (略)

第8章～第10章 (略)

～2025年5月31日

2025年6月1日～

料金表  
通則（略）  
第1表 料金  
第1 利用料金  
1 第1種ドットフォン契約に係るもの  
1-1 適用

区 分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 接続通信時間の測定等	<p>ア 当社は、第1種ドットフォンサービスに係る通信のうちダイヤルアウト及び加入電話等設備、I P電話設備（当社が別に定めるものに限りです。）及び料金表第1表（料金）1-2-5のイに規定する地域から第1種ドットフォン利用回線への通信について接続通信時間を測定します。</p> <p><u>ただし、第4条（ダイヤルアウト）の規定にかかわらず、本料金表においては、第1種ドットフォン契約者が、その第1種ドットフォンサービスに係る第1種ドットフォン利用回線以外から通信を行った場合もダイヤルアウト通信とみなし接続通信時間を測定します。</u></p> <p>（注）当社が別に定めるものは、当社のI P通信網サービス契約約款（OCN）共通編 別記3（Vo I P協定事業者）(2)（電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの）に記載された協定事業者との相互接続に係るものとします。 イ～ウ（略）</p>
(4) (略)	(略)
(5) <u>第2種契約の取扱いに係る定額料減額の適用</u>	<p>当社は、第1種ドットフォン契約者（タイプ1に係る者に限ります。）が当社と第2種契約を締結している場合には、1-2-1（定額料）に規定する定額料から1契約ごとに、当該定額料相当額を減額して適用します。</p>
(6) <u>一定額を上限としたダイヤルアウト通信料の月極割引の適用</u>	<p>ア 当社は、第2種契約を締結している第1種ドットフォン契約者（タイプ1に係る者に限ります。）からこの月極割引の申出があった場合には、次表の1に規定する定額料を支払うことを条件に、第1種ドットフォン定額割引対象料金（次表の2に規定する料金を合算したものをいいます。以下この欄において同じとします。）の月額累計額について、次表の3に規定する額の割引を行います。この場合において、当社は、その料金月における消費税相当額を加算する前の第1種ドットフォン定額割引対象料金の月額累計額を合算したものの国際通話及び国内通話の比率（次表の4の左欄及び右欄にそれぞれ規定する区分における比率をいいます。）で割引額を按分しそれぞれ適用します。</p>

料金表  
通則（略）  
第1表 料金  
第1 利用料金  
1 第1種ドットフォン契約に係るもの  
1-1 適用

区 分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 接続通信時間の測定等	<p>ア 当社は、第1種ドットフォンサービスに係る通信のうちダイヤルアウト及び加入電話等設備、I P電話設備（当社が別に定めるものに限りです。）及び料金表第1表（料金）1-2-5のイに規定する地域から第1種ドットフォン利用回線への通信について接続通信時間を測定します。</p> <p>（注）当社が別に定めるものは、当社のI P通信網サービス契約約款（OCN）共通編 別記3（Vo I P協定事業者）(2)（電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの）に記載された協定事業者との相互接続に係るものとします。 イ～ウ（略）</p>
(4) (略)	(略)
(5) <u>削除</u>	<u>削除</u>
(6) <u>削除</u>	<u>削除</u>

～2025年5月31日

2025年6月1日～

表1

定額料	月額 300 円 (330 円)
-----	------------------

表2

料金
① 第1種ドットフォン利用回線に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料（この第1種ドットフォン契約者がタイプ3に係る第1種ドットフォン契約を締結している場合（第2種契約者に係る契約者識別符号が同一の場合に限ります。）、その第1種ドットフォン利用回線に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料を含みます。）
② 第1種ドットフォン利用回線から発信したエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の電話等サービス契約約款に規定する地域指定特定番号着信機能及び複数同時接続機能に係る通話に関する料金（その第1種ドットフォン契約者の支払義務に係るものに限ります。）

表3

第1種ドットフォンの割引対象料金の月額累計額	割引額
0 円から 350 円 (385 円) の場合	その第1種ドットフォンの割引対象料金の月額累計額と同額
350 円 (385 円) を超える場合	350 円 (385 円)

表4

ダイヤルアウト通信の区分	
国際通話（料金表第1表第1（利用料金）1-2-5（ダイヤルアウト通信料）のイ（通信のうち本邦と外国（インマルサットシステム又はボータフォン（マルタ）に係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの）に係るダイヤルアウト通信をいいます。	国内通話（左欄以外のものをいいます。）

- イ この月極割引に係る料金の月額累計は、料金月単位で行います。
- ウ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。
- エ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、第1種ドットフォン契約の解除があった場合は、この月極割引を廃止します。
- オ この月極割引の廃止があった場合は、月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

～2025年5月31日

2025年6月1日～

カ 当社は、通則3の規定にかかわらず、定額料については、日割しません。  
キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ク アの場合において、その第1種ドットフォン契約が合算ドットフォン請求(次表の5に規定する請求をいいます。以下同じとします。)に係るとき(その合算ドットフォン請求に係る契約が共通編第39条(債権の譲渡)第2項に規定する債権の譲渡に係るときを含みます。)は、次表の6に規定する料金を合計したものを第1種ドットフォン定額割引対象料金とみなして取り扱います。

表5

請求
請求事業者が第1種ドットフォン契約、第2種ドットフォン契約及び第3種ドットフォン契約に係る料金その他の債務について一括して行う請求(別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))料金表第1表1-1(11)に規定する統合請求による場合、共通編第39条第2項の規定により債権を譲渡したことによる場合及びドットフォン契約者の指定した請求の方法により請求することによる場合を除きます。)

表6

請求
① 第1種ドットフォン定額割引対象料金
② 合算ドットフォン請求(第1種ドットフォン契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。)に係る第2種ドットフォン契約(タイプ1に係るものに限ります。)に係る第2種ドットフォン利用回線に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料(その第2種ドットフォン契約が代表機能の利用に係る場合であって第2種ドットフォン契約者から申出があった場合は、その代表機能に係る第2種ドットフォン利用回線に係るダイヤルアウト通信料を含みます。)及び第2種ドットフォン利用回線から発信したエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の電話等サービス契約約款に規定する地域指定特定番号着信機能及び複数同時接続機能に係る通話に関する料金(その第2種ドットフォン契約者の支払義務に係るものに限ります。)の月額累計額を合算したものの(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社のIP通信網サービス契約約款の料金表に規定する(5)(選択制によるダイヤルアウト通信料の月極割引の適用)欄の割引の適用があるときは、適用した後の額とします。)
③ 合算ドットフォン請求に係る第3種ドットフォン契約(タイプ6に係るものに限ります。)に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料及び第3種ドットフォン利用回線から発信したエヌ・ティ・ティ・コミュ

～2025年5月31日	2025年6月1日～
-------------	------------

	<a href="#">ニケーションズ株式会社の電話等サービス契約約款に規定する地域指定特定番号着信機能及び複数同時接続機能に係る通話に関する料金（その第3種ドットフォン契約者の支払義務に係るものに限り。）を合算したもの</a>
(7) <a href="#">複数の付加機能を同時に利用している場合の付加機能利用料の適用</a>	<a href="#">着信拒否機能及び 050 あんしんナンバー転送機能を同時に利用している場合には、1の第1種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限り。）ごとに、1-2-4（付加機能利用料）に規定する付加機能利用料の合計額から50円（55円）を減額して適用します。</a>
(8) (略)	(略)
(9) 利用料金の適用除外	当社は、第1種ドットフォン契約（ <a href="#">タイプ1及びタイプ3</a> に係るものに限り）を適用しません。 （注）当社が別に定める場合は、その第1種ドットフォン契約に係る第2種契約について書面解除（別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限り））に規定するものをいいます。以下同じとします。）があった場合とします。

(7) <a href="#">削除</a>	<a href="#">削除</a>
(8) (略)	(略)
(9) 利用料金の適用除外	当社は、第1種ドットフォン契約（ <a href="#">タイプ3</a> に係るものに限り）を適用しません。 （注）当社が別に定める場合は、その第1種ドットフォン契約に係る第2種契約について書面解除（別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限り））に規定するものをいいます。以下同じとします。）があった場合とします。

1-2 料金額

1-2-1 定額料

1の契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
<a href="#">タイプ1</a>	<a href="#">380円（418円）</a>
タイプ3	450円（495円）

1-2-2～1-2-3 (略)

料金額

1-2-1 定額料

1の契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
タイプ3	450円（495円）

1-2-2～1-2-3 (略)

～2025年5月31日

2025年6月1日～

1-2-4 付加機能利用料

区 分		単 位	料金額
着信拒否機能	発信番号非通知着信拒否機能 この機能を利用する第1種ドットフォン契約者の第1種ドットフォンサービスにおいて、発信電話番号等が通知されない通信（当社が別に定める通信を除きます。）に対して、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能 <u>(注) 当社が別に定める通信は、公衆電話からの通信、外国からの通信を含む発信番号を受信できない通信とします。</u>	1の第1種ドットフォンサービス毎に月額	300円 (330円)
	指定番号着信拒否機能 この機能を利用する第1種ドットフォン契約者の第1種ドットフォンサービスにおいて、登録応答装置（その第1種ドットフォン契約者が指定した電話番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された電話番号からの以後の着信に対して拒否する旨の案内を自動的に行う装置）を利用して提供する機能 <u>(注) 当社が別に定めるものは、0から始まる9桁から11桁までの本邦の電話番号（00から始まる電話番号を除きます。）とします。</u>		
備考	<p>1 当社は、第1種ドットフォンサービス（タイプ1）に限り本付加機能を提供します。</p> <p>2 当社は、本付加機能を利用し、発信者電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答又は現に登録中の電話番号等からの着信に対して拒否する旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>3 当社は、本付加機能を利用し、発信者電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答又は現に登録中の電話番号等からの着信に対して拒否する旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>4 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、本付加機能に係る、現に登録中の電話番号及びその他の情報等を消去することがあります。</p> <p>5 本付加機能に係る設定方法、登録可能な電話番号数その他の条件等については、当社が指定するところによります。</p>		

1-2-4 付加機能利用料

区 分		単 位	料金額

～2025年5月31日

2025年6月1日～

国際電話利用 休止機能	その第1種ドットフォンサービスについて国際通信（ダイヤルアウトの内、第4条（ダイヤルアウト）第1項第2号のCに規定する地域へのものをいいます。以下同じとします。）を規制する機能		— —
	備考	当社は、タイプ1に係る第1種ドットフォン契約者に限り、この機能を提供します。	
特定番号通知機能	この機能を利用する第1種ドットフォン契約に係るIP電話番号（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の電話等サービス契約約款において当社が付与する着信課金番号又は特定着信番号による着信が可能なものに限ります。）から行う通信について、そのIP電話番号に替えて、着信課金番号又は特定着信番号を通信先に通知する機能	1 契約ごと に月額	100円 (110円)
	備考	<p>1 当社は、第1種ドットフォンサービス（タイプ1）に限り本付加機能を提供します。</p> <p>2 この機能のお申込みにあたっては、利用するエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の電話等サービス契約約款においてエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が付与する着信課金番号又は特定着信番号をあらかじめ通知していただきます。</p> <p>3 当社は、この機能のお申込みをした者とあらかじめ通知していただいた着信課金番号又は特定着信番号を利用している者が同一の者とならない場合には、この機能のお申込みを承諾しないことがあります。</p>	
050あんしんナンバー転送等機能	転送機能	この機能を利用する第1種ドットフォン契約に係る番号に着信をする通信を、第1種ドットフォン契約者があらかじめ指定した他の電話番号等に転送することができるようにする機能	1 の第1種 ドットフォン サービス 毎に月額 200円 (220円)
	クリックダイヤル機能	この機能を利用する第1種ドットフォン契約者からの指定により、当社が設置するクリックダイヤル装置（本付加機能を提供するために当社が設置する電気通信設備をいいます。）を使用して、この機能を利用する第1種ドットフォン契約者のIP電話番号とその第1種ドットフォン契約者が指定する電話番号等との間でダイヤルアウト通信を行う機能	

～2025年5月31日

2025年6月1日～

ネットワーク電話帳機能	<p>この機能を利用する第1種ドットフォン契約者が、当社が設置するクリックダイヤル装置に電話番号等の情報を登録し管理することができる機能</p>			
発着信履歴蓄積機能	<p>この機能に係るIP電話番号を使用する通信（通信が確立しなかった場合を含みます）の履歴を当社が設置するクリックダイヤル装置に蓄積し確認することができる機能</p>			
備考	<p>1 当社が定める050あんしんナンバー留守番電話機能に関する利用規約の契約を締結している第1種ドットフォンサービス（タイプ1）に限り、本付加機能を提供します。</p> <p>2 本付加機能の申込みと同時に当社が定める050あんしんナンバー留守番電話機能に関する利用規約の申込みを行うものとします。</p> <p>3 転送機能に係る通信については、発信者からこの機能に係るIP電話番号への通信とこの機能に係るIP電話番号からの転送先の番号へのダイヤルアウト通信の2の通信として取り扱います。</p> <p>4 転送機能に係る通信については、第4条の規定にかかわらず、料金表第1表（料金）1-2-5のイに規定する地域についての電話番号を着信先番号として指定することはできません。</p> <p>5 当社は、転送機能及びクリックダイヤル機能に係る指定した電話番号先からその転送等される通信について、間違いのためその転送等が行われないようにしてほしい旨の申し出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送等を中止することがあります。</p> <p>6 発着信履歴が蓄積可能数を越えたときは、最初に蓄積されたものから順に消去して、新たな履歴を蓄積します。</p> <p>7 発着信履歴は4か月経過後又は発着信履歴が100件を超えたときに消去します。</p> <p>8 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、本付加機能に係る、現に設定中の転送先、転送の条件、蓄積中の発着信履歴、ネットワーク電話帳に登録中の電話番号、その他の情報等を消去することがあります。</p>			

～2025年5月31日

2025年6月1日～

9 [本付加機能に係る設定及び利用方法、転送することができる転送先、転送条件及びその数、クリックダイヤル機能で通信できる電話番号等、ネットワーク電話帳に登録可能な電話番号等及びその数、蓄積可能な発着信履歴の数、その他の条件等については、当社が指定するところによります。](#)  
 10 [当社は、本付加機能が契約者の期待どおりの品質を有すること、その作動が中断されないこと及びその作動又はデータに誤りがないことを保証するものではありません。](#)

050あんしんナンバー転送等機能2

(略)	(略)		—
(略)	(略)		
(略)	(略)		
クリックダイヤル機能	この機能を利用する第1種ドットフォン契約者からの指定により、当社が設置するクリックダイヤル装置 <a href="#">(本付加機能を提供するために当社が設置する電気通信設備をいいます。)</a> を使用して、この機能を利用する第1種ドットフォン契約者のIP電話番号とその第1種ドットフォン契約者が指定する電話番号等との間でダイヤルアウト通信を行う機能		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
備考	1～11 (略)		

050あんしんナンバー転送等機能2

(略)	(略)		—
(略)	(略)		
(略)	(略)		
クリックダイヤル機能	この機能を利用する第1種ドットフォン契約者からの指定により、当社が設置するクリックダイヤル装置を使用して、この機能を利用する第1種ドットフォン契約者のIP電話番号とその第1種ドットフォン契約者が指定する電話番号等との間でダイヤルアウト通信を行う機能		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
備考	1～11 (略)		

～2025年5月31日

2025年6月1日～

1-2-5 ダイアルアウト通話料

ア イ以外に係るもの

(ア)～(オ) (略)

イ 通信のうち本邦と外国（インマルサットシステム又はボーダフォン（マルタ）に係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの

(単位：円)

<u>地域</u>	<u>料金額</u>	<u>1の通信につき接続通信時間</u> <u>1分までごとに</u>
<u>アイスランド共和国</u>		<u>70</u>
<u>アイルランド</u>		<u>20</u>
<u>アゼルバイジャン共和国</u>		<u>70</u>
<u>アセンション島</u>		<u>250</u>
<u>アゾレス諸島</u>		<u>35</u>
<u>アフガニスタン・イスラム共和国</u>		<u>160</u>
<u>アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）</u>		<u>9</u>
<u>アラブ首長国連邦</u>		<u>50</u>
<u>アルジェリア民主人民共和国</u>		<u>127</u>
<u>アルゼンチン共和国</u>		<u>50</u>
<u>アルバ</u>		<u>80</u>
<u>アルバニア共和国</u>		<u>120</u>
<u>アルメニア共和国</u>		<u>202</u>
<u>アンギラ</u>		<u>80</u>
<u>アンゴラ共和国</u>		<u>45</u>
<u>アンティグア・バーブーダ</u>		<u>80</u>
<u>アンドラ公国</u>		<u>41</u>
<u>イエメン共和国</u>		<u>140</u>
<u>イスラエル国</u>		<u>30</u>
<u>イタリア共和国</u>		<u>20</u>

1-2-5 ダイアルアウト通話料

ア イ以外に係るもの

(ア)～(オ) (略)

イ 削除

～2025年5月31日

2025年6月1日～

<a href="#">イラク共和国</a>	<a href="#">225</a>	
<a href="#">イラン・イスラム共和国</a>	<a href="#">80</a>	
<a href="#">インド</a>	<a href="#">80</a>	
<a href="#">インドネシア共和国</a>	<a href="#">45</a>	
<a href="#">ウガンダ共和国</a>	<a href="#">50</a>	
<a href="#">ウクライナ</a>	<a href="#">50</a>	
<a href="#">ウズベキスタン共和国</a>	<a href="#">100</a>	
<a href="#">ウルグアイ東方共和国</a>	<a href="#">60</a>	
<a href="#">英領バージン諸島</a>	<a href="#">55</a>	
<a href="#">エクアドル共和国</a>	<a href="#">60</a>	
<a href="#">エジプト・アラブ共和国</a>	<a href="#">75</a>	
<a href="#">エストニア共和国</a>	<a href="#">80</a>	
<a href="#">エスワティニ王国</a>	<a href="#">45</a>	
<a href="#">エチオピア連邦民主共和国</a>	<a href="#">150</a>	
<a href="#">エリトリア国</a>	<a href="#">125</a>	
<a href="#">エルサルバドル共和国</a>	<a href="#">60</a>	
<a href="#">オーストラリア連邦</a>	<a href="#">20</a>	
<a href="#">オーストリア共和国</a>	<a href="#">30</a>	
<a href="#">オマーン国</a>	<a href="#">80</a>	
<a href="#">オランダ王国</a>	<a href="#">20</a>	
<a href="#">オランダ領アンティール</a>	<a href="#">70</a>	
<a href="#">ガーナ共和国</a>	<a href="#">70</a>	
<a href="#">カーボベルデ共和国</a>	<a href="#">75</a>	
<a href="#">ガイアナ共和国</a>	<a href="#">80</a>	
<a href="#">カザフスタン共和国</a>	<a href="#">70</a>	
<a href="#">カタール国</a>	<a href="#">112</a>	

～2025年5月31日

2025年6月1日～

<a href="#">カナダ</a>	<a href="#">10</a>	
<a href="#">カナリア諸島</a>	<a href="#">30</a>	
<a href="#">ガボン共和国</a>	<a href="#">70</a>	
<a href="#">カメルーン共和国</a>	<a href="#">80</a>	
<a href="#">ガンビア共和国</a>	<a href="#">115</a>	
<a href="#">カンボジア王国</a>	<a href="#">90</a>	
<a href="#">ギニア共和国</a>	<a href="#">70</a>	
<a href="#">ギニアビサウ共和国</a>	<a href="#">250</a>	
<a href="#">キプロス共和国</a>	<a href="#">45</a>	
<a href="#">キューバ共和国</a>	<a href="#">112</a>	
<a href="#">ギリシャ共和国</a>	<a href="#">35</a>	
<a href="#">キリバス共和国</a>	<a href="#">155</a>	
<a href="#">キルギス共和国</a>	<a href="#">140</a>	
<a href="#">グアテマラ共和国</a>	<a href="#">50</a>	
<a href="#">グアドループ島</a>	<a href="#">75</a>	
<a href="#">グアム</a>	<a href="#">20</a>	
<a href="#">クウェート国</a>	<a href="#">80</a>	
<a href="#">クック諸島</a>	<a href="#">155</a>	
<a href="#">グリーンランド</a>	<a href="#">91</a>	
<a href="#">クリスマス島</a>	<a href="#">20</a>	
<a href="#">グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国</a>	<a href="#">20</a>	
<a href="#">グレナダ</a>	<a href="#">80</a>	
<a href="#">クロアチア共和国</a>	<a href="#">101</a>	
<a href="#">ケイマン諸島</a>	<a href="#">70</a>	
<a href="#">ケニア共和国</a>	<a href="#">75</a>	
<a href="#">コートジボワール共和国</a>	<a href="#">80</a>	

～2025年5月31日

2025年6月1日～

<a href="#">ココス・キーリング諸島</a>	<a href="#">20</a>	
<a href="#">コスタリカ共和国</a>	<a href="#">35</a>	
<a href="#">コソボ共和国</a>	<a href="#">120</a>	
<a href="#">コモロ連合</a>	<a href="#">80</a>	
<a href="#">コロンビア共和国</a>	<a href="#">45</a>	
<a href="#">コンゴ共和国</a>	<a href="#">150</a>	
<a href="#">コンゴ民主共和国</a>	<a href="#">75</a>	
<a href="#">サイパン</a>	<a href="#">30</a>	
<a href="#">サウジアラビア王国</a>	<a href="#">80</a>	
<a href="#">サモア独立国</a>	<a href="#">80</a>	
<a href="#">サントメ・プリンシペ民主共和国</a>	<a href="#">200</a>	
<a href="#">ザンビア共和国</a>	<a href="#">70</a>	
<a href="#">サンピエール島・ミクロン島</a>	<a href="#">50</a>	
<a href="#">サンマリノ共和国</a>	<a href="#">60</a>	
<a href="#">シエラレオネ共和国</a>	<a href="#">175</a>	
<a href="#">ジブチ共和国</a>	<a href="#">125</a>	
<a href="#">ジブラルタル</a>	<a href="#">90</a>	
<a href="#">ジャマイカ</a>	<a href="#">75</a>	
<a href="#">ジョージア</a>	<a href="#">101</a>	
<a href="#">シリア・アラブ共和国</a>	<a href="#">110</a>	
<a href="#">シンガポール共和国</a>	<a href="#">30</a>	
<a href="#">シント・マールテン島</a>	<a href="#">70</a>	
<a href="#">ジンバブエ共和国</a>	<a href="#">70</a>	
<a href="#">スイス連邦</a>	<a href="#">40</a>	
<a href="#">スウェーデン王国</a>	<a href="#">20</a>	
<a href="#">スーダン共和国</a>	<a href="#">125</a>	

～2025年5月31日

2025年6月1日～

<a href="#">スペイン</a>	<a href="#">30</a>	
<a href="#">スペイン領北アフリカ</a>	<a href="#">30</a>	
<a href="#">スリナム共和国</a>	<a href="#">80</a>	
<a href="#">スリランカ民主社会主義共和国</a>	<a href="#">75</a>	
<a href="#">スロバキア共和国</a>	<a href="#">45</a>	
<a href="#">スロベニア共和国</a>	<a href="#">100</a>	
<a href="#">赤道ギニア共和国</a>	<a href="#">120</a>	
<a href="#">セネガル共和国</a>	<a href="#">125</a>	
<a href="#">セルビア共和国</a>	<a href="#">120</a>	
<a href="#">セントクリストファー・ネイビス</a>	<a href="#">79</a>	
<a href="#">セントビンセントおよびグレナディーン諸島</a>	<a href="#">80</a>	
<a href="#">セントヘレナ島</a>	<a href="#">250</a>	
<a href="#">セントルシア</a>	<a href="#">80</a>	
<a href="#">ソマリア民主共和国</a>	<a href="#">125</a>	
<a href="#">ソロモン諸島</a>	<a href="#">159</a>	
<a href="#">タークス・カイコス諸島</a>	<a href="#">80</a>	
<a href="#">タイ王国</a>	<a href="#">45</a>	
<a href="#">大韓民国</a>	<a href="#">30</a>	
<a href="#">台湾</a>	<a href="#">30</a>	
<a href="#">タジキスタン共和国</a>	<a href="#">60</a>	
<a href="#">タンザニア連合共和国</a>	<a href="#">80</a>	
<a href="#">チェコ共和国</a>	<a href="#">45</a>	
<a href="#">チャド共和国</a>	<a href="#">250</a>	
<a href="#">中央アフリカ共和国</a>	<a href="#">127</a>	
<a href="#">中華人民共和国</a>	<a href="#">29</a>	
<a href="#">チュニジア共和国</a>	<a href="#">70</a>	

～2025年5月31日

2025年6月1日～

<a href="#">朝鮮民主主義人民共和国</a>	<a href="#">129</a>	
<a href="#">チリ共和国</a>	<a href="#">35</a>	
<a href="#">ツバル</a>	<a href="#">120</a>	
<a href="#">デンマーク王国</a>	<a href="#">30</a>	
<a href="#">ドイツ連邦共和国</a>	<a href="#">20</a>	
<a href="#">トーゴ共和国</a>	<a href="#">110</a>	
<a href="#">トケラウ諸島</a>	<a href="#">159</a>	
<a href="#">ドミニカ共和国</a>	<a href="#">35</a>	
<a href="#">ドミニカ国</a>	<a href="#">112</a>	
<a href="#">トリニダード・トバゴ共和国</a>	<a href="#">55</a>	
<a href="#">トルクメニスタン</a>	<a href="#">110</a>	
<a href="#">トルコ共和国</a>	<a href="#">45</a>	
<a href="#">トンガ王国</a>	<a href="#">105</a>	
<a href="#">ナイジェリア連邦共和国</a>	<a href="#">80</a>	
<a href="#">ナウル共和国</a>	<a href="#">110</a>	
<a href="#">ナミビア共和国</a>	<a href="#">80</a>	
<a href="#">ニウエ</a>	<a href="#">159</a>	
<a href="#">ニカラグア共和国</a>	<a href="#">55</a>	
<a href="#">ニジェール共和国</a>	<a href="#">70</a>	
<a href="#">ニューカレドニア</a>	<a href="#">100</a>	
<a href="#">ニュージーランド</a>	<a href="#">25</a>	
<a href="#">ネパール</a>	<a href="#">106</a>	
<a href="#">ノーフォーク島</a>	<a href="#">79</a>	
<a href="#">ノルウェー王国</a>	<a href="#">20</a>	
<a href="#">バーレーン王国</a>	<a href="#">80</a>	
<a href="#">ハイチ共和国</a>	<a href="#">75</a>	

～2025年5月31日

2025年6月1日～

<a href="#">バキスタン・イスラム共和国</a>	<a href="#">70</a>	
<a href="#">バチカン市国</a>	<a href="#">20</a>	
<a href="#">パナマ共和国</a>	<a href="#">55</a>	
<a href="#">バヌアツ共和国</a>	<a href="#">159</a>	
<a href="#">バハマ国</a>	<a href="#">35</a>	
<a href="#">バプアニューギニア独立国</a>	<a href="#">50</a>	
<a href="#">バミューダ諸島</a>	<a href="#">50</a>	
<a href="#">パラオ共和国</a>	<a href="#">100</a>	
<a href="#">パラグアイ共和国</a>	<a href="#">60</a>	
<a href="#">バレルバドス</a>	<a href="#">75</a>	
<a href="#">パレスチナ</a>	<a href="#">30</a>	
<a href="#">ハワイ</a>	<a href="#">9</a>	
<a href="#">ハンガリー共和国</a>	<a href="#">35</a>	
<a href="#">バングラデシュ人民共和国</a>	<a href="#">70</a>	
<a href="#">東ティモール民主共和国</a>	<a href="#">126</a>	
<a href="#">フィジー諸島共和国</a>	<a href="#">50</a>	
<a href="#">フィリピン共和国</a>	<a href="#">35</a>	
<a href="#">フィンランド共和国</a>	<a href="#">30</a>	
<a href="#">ブータン王国</a>	<a href="#">70</a>	
<a href="#">プエルトリコ</a>	<a href="#">40</a>	
<a href="#">フェロー諸島</a>	<a href="#">75</a>	
<a href="#">フォークランド諸島</a>	<a href="#">190</a>	
<a href="#">ブラジル連邦共和国</a>	<a href="#">30</a>	
<a href="#">フランス共和国</a>	<a href="#">20</a>	
<a href="#">フランス領ギアナ</a>	<a href="#">50</a>	
<a href="#">フランス領ポリネシア</a>	<a href="#">50</a>	

~2025年5月31日	2025年6月1日~
-------------	------------

<a href="#">フランス領ワリス・フテユナ諸島</a>	<a href="#">230</a>
<a href="#">ブルガリア共和国</a>	<a href="#">80</a>
<a href="#">ブルキナファソ</a>	<a href="#">80</a>
<a href="#">ブルネイ・ダルサラーム国</a>	<a href="#">62</a>
<a href="#">ブルンジ共和国</a>	<a href="#">70</a>
<a href="#">米領サモア</a>	<a href="#">50</a>
<a href="#">米領バージン諸島</a>	<a href="#">20</a>
<a href="#">ベトナム社会主義共和国</a>	<a href="#">85</a>
<a href="#">ベナン共和国</a>	<a href="#">80</a>
<a href="#">ベネズエラ・ボリバル共和国</a>	<a href="#">50</a>
<a href="#">ベラルーシ共和国</a>	<a href="#">80</a>
<a href="#">ベリーズ</a>	<a href="#">55</a>
<a href="#">ベレー共和国</a>	<a href="#">55</a>
<a href="#">ベルギー王国</a>	<a href="#">20</a>
<a href="#">ポーランド共和国</a>	<a href="#">40</a>
<a href="#">ボスニア・ヘルツェゴビナ</a>	<a href="#">60</a>
<a href="#">ボツワナ共和国</a>	<a href="#">75</a>
<a href="#">ポリビア共和国</a>	<a href="#">55</a>
<a href="#">ポルトガル共和国</a>	<a href="#">35</a>
<a href="#">香港</a>	<a href="#">30</a>
<a href="#">ホンジュラス共和国</a>	<a href="#">65</a>
<a href="#">マーシャル諸島共和国</a>	<a href="#">110</a>
<a href="#">マイヨット島</a>	<a href="#">150</a>
<a href="#">マカオ</a>	<a href="#">55</a>
<a href="#">マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国</a>	<a href="#">80</a>
<a href="#">マダガスカル共和国</a>	<a href="#">160</a>

～2025年5月31日

2025年6月1日～

<a href="#">マディラ諸島</a>	<a href="#">35</a>	
<a href="#">マラウイ共和国</a>	<a href="#">127</a>	
<a href="#">マリ共和国</a>	<a href="#">55</a>	
<a href="#">マルタ共和国</a>	<a href="#">70</a>	
<a href="#">マルチニーク島</a>	<a href="#">55</a>	
<a href="#">マレーシア</a>	<a href="#">30</a>	
<a href="#">ミクロネシア連邦</a>	<a href="#">79</a>	
<a href="#">南アフリカ共和国</a>	<a href="#">75</a>	
<a href="#">南スーダン共和国</a>	<a href="#">125</a>	
<a href="#">ミャンマー連邦</a>	<a href="#">90</a>	
<a href="#">メキシコ合衆国</a>	<a href="#">35</a>	
<a href="#">モーリシャス共和国</a>	<a href="#">70</a>	
<a href="#">モーリタニア・イスラム共和国</a>	<a href="#">80</a>	
<a href="#">モザンビーク共和国</a>	<a href="#">127</a>	
<a href="#">モナコ公国</a>	<a href="#">25</a>	
<a href="#">モルディヴ共和国</a>	<a href="#">105</a>	
<a href="#">モルドバ共和国</a>	<a href="#">101</a>	
<a href="#">モロッコ王国</a>	<a href="#">70</a>	
<a href="#">モンゴル国</a>	<a href="#">60</a>	
<a href="#">モンセラット</a>	<a href="#">112</a>	
<a href="#">モンテネグロ共和国</a>	<a href="#">120</a>	
<a href="#">ヨルダン・ハシミテ王国</a>	<a href="#">110</a>	
<a href="#">ラオス人民民主共和国</a>	<a href="#">105</a>	
<a href="#">ラトビア共和国</a>	<a href="#">90</a>	
<a href="#">リトアニア共和国</a>	<a href="#">60</a>	
<a href="#">リビア共和国</a>	<a href="#">70</a>	

～2025年5月31日

2025年6月1日～

<a href="#">リヒテンシュタイン公国</a>	<a href="#">30</a>
<a href="#">リベリア共和国</a>	<a href="#">75</a>
<a href="#">ルーマニア</a>	<a href="#">60</a>
<a href="#">ルクセンブルク大公国</a>	<a href="#">35</a>
<a href="#">ルワンダ共和国</a>	<a href="#">125</a>
<a href="#">レソト王国</a>	<a href="#">70</a>
<a href="#">レバノン共和国</a>	<a href="#">112</a>
<a href="#">レユニオン</a>	<a href="#">70</a>
<a href="#">ロシア連邦</a>	<a href="#">45</a>
<a href="#">インマルサットAero</a>	<a href="#">700</a>
<a href="#">インマルサットBGAN/FB/SB</a>	<a href="#">209</a>
<a href="#">インマルサットF</a>	<a href="#">209</a>
<a href="#">インマルサットBGAN/FB/SB (HSD)</a>	<a href="#">700</a>
<a href="#">インマルサットF (HSD)</a>	<a href="#">700</a>
<a href="#">イリジウム衛星携帯電話</a>	<a href="#">250</a>
<a href="#">スラーヤ衛星携帯電話</a>	<a href="#">175</a>
<a href="#">ボーダフォン (マルタ)</a>	<a href="#">700</a>
<p><b>備考</b></p> <p>1 <a href="#">第1種ドットフォンサービスにおける、外国への通信の取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。</a></p> <p>2 <a href="#">本邦とインマルサットシステム又はボーダフォン (マルタ) に係る移動地球局との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。</a></p> <p>3 <a href="#">通則14 (消費税相当額の加算) の規定にかかわらず、この表に規定する料金は消費税課税対象外とします。</a></p>	

～2025年5月31日

2025年6月1日～

2 第3種ドットフォン契約に係るもの

2-1 (略)

2-2 料金額

2-2-1～2-2-4 (略)

2-2-5 ダイアルアウト通話料

ア (略)

イ 通信のうち本邦と外国（インマルサットシステム又はボーダフォン（マルタ）に係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの

本邦と外国との間で行われる通信に関する地域及び料金額等については、[第1種ドットフォンサービスに係る本邦と外国との間で行われる通信の料金に準ずるもの](#)とします。

2 第3種ドットフォン契約に係るもの

2-1 (略)

2-2 料金額

2-2-1～2-2-4 (略)

2-2-5 ダイアルアウト通話料

ア (略)

イ 通信のうち本邦と外国（インマルサットシステム又はボーダフォン（マルタ）に係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの

(単位：円)

地域	料金額	1の通信につき接続通信時間 1分までごとに
<a href="#">アイスランド共和国</a>		70
<a href="#">アイルランド</a>		20
<a href="#">アゼルバイジャン共和国</a>		70
<a href="#">アセンション島</a>		250
<a href="#">アゾレス諸島</a>		35
<a href="#">アフガニスタン・イスラム共和国</a>		160
<a href="#">アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）</a>		9
<a href="#">アラブ首長国連邦</a>		50
<a href="#">アルジェリア民主人民共和国</a>		127
<a href="#">アルゼンチン共和国</a>		50
<a href="#">アルバ</a>		80
<a href="#">アルバニア共和国</a>		120
<a href="#">アルメニア共和国</a>		202
<a href="#">アンギラ</a>		80
<a href="#">アンゴラ共和国</a>		45
<a href="#">アンティグア・バーブーダ</a>		80

~2025年5月31日	2025年6月1日~
-------------	------------

	<a href="#">アンドラ公国</a>	41
	<a href="#">イエメン共和国</a>	140
	<a href="#">イスラエル国</a>	30
	<a href="#">イタリア共和国</a>	20
	<a href="#">イラク共和国</a>	225
	<a href="#">イラン・イスラム共和国</a>	80
	<a href="#">インド</a>	80
	<a href="#">インドネシア共和国</a>	45
	<a href="#">ウガンダ共和国</a>	50
	<a href="#">ウクライナ</a>	50
	<a href="#">ウズベキスタン共和国</a>	100
	<a href="#">ウルグアイ東方共和国</a>	60
	<a href="#">英領バージン諸島</a>	55
	<a href="#">エクアドル共和国</a>	60
	<a href="#">エジプト・アラブ共和国</a>	75
	<a href="#">エストニア共和国</a>	80
	<a href="#">エスワティニ王国</a>	45
	<a href="#">エチオピア連邦民主共和国</a>	150
	<a href="#">エリトリア国</a>	125
	<a href="#">エルサルバドル共和国</a>	60
	<a href="#">オーストラリア連邦</a>	20
	<a href="#">オーストリア共和国</a>	30
	<a href="#">オマーン国</a>	80
	<a href="#">オランダ王国</a>	20
	<a href="#">オランダ領アンティール</a>	70
	<a href="#">ガーナ共和国</a>	70

～2025年5月31日

2025年6月1日～

	<a href="#">カーボベルデ共和国</a>	<a href="#">75</a>
	<a href="#">ガイアナ共和国</a>	<a href="#">80</a>
	<a href="#">カザフスタン共和国</a>	<a href="#">70</a>
	<a href="#">カタール国</a>	<a href="#">112</a>
	<a href="#">カナダ</a>	<a href="#">10</a>
	<a href="#">カナリア諸島</a>	<a href="#">30</a>
	<a href="#">ガボン共和国</a>	<a href="#">70</a>
	<a href="#">カメルーン共和国</a>	<a href="#">80</a>
	<a href="#">ガンビア共和国</a>	<a href="#">115</a>
	<a href="#">カンボジア王国</a>	<a href="#">90</a>
	<a href="#">ギニア共和国</a>	<a href="#">70</a>
	<a href="#">ギニアビサウ共和国</a>	<a href="#">250</a>
	<a href="#">キプロス共和国</a>	<a href="#">45</a>
	<a href="#">キューバ共和国</a>	<a href="#">112</a>
	<a href="#">ギリシャ共和国</a>	<a href="#">35</a>
	<a href="#">キリバス共和国</a>	<a href="#">155</a>
	<a href="#">キルギス共和国</a>	<a href="#">140</a>
	<a href="#">グアテマラ共和国</a>	<a href="#">50</a>
	<a href="#">グアドループ島</a>	<a href="#">75</a>
	<a href="#">グアム</a>	<a href="#">20</a>
	<a href="#">クウェート国</a>	<a href="#">80</a>
	<a href="#">クック諸島</a>	<a href="#">155</a>
	<a href="#">グリーンランド</a>	<a href="#">91</a>
	<a href="#">クリスマス島</a>	<a href="#">20</a>
	<a href="#">グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国</a>	<a href="#">20</a>
	<a href="#">グレナダ</a>	<a href="#">80</a>

～2025年5月31日

2025年6月1日～

	<a href="#">クロアチア共和国</a>	101
	<a href="#">ケイマン諸島</a>	70
	<a href="#">ケニア共和国</a>	75
	<a href="#">コートジボワール共和国</a>	80
	<a href="#">ココス・キーリング諸島</a>	20
	<a href="#">コスタリカ共和国</a>	35
	<a href="#">コソボ共和国</a>	120
	<a href="#">コモロ連合</a>	80
	<a href="#">コロンビア共和国</a>	45
	<a href="#">コンゴ共和国</a>	150
	<a href="#">コンゴ民主共和国</a>	75
	<a href="#">サイパン</a>	30
	<a href="#">サウジアラビア王国</a>	80
	<a href="#">サモア独立国</a>	80
	<a href="#">サントメ・プリンシペ民主共和国</a>	200
	<a href="#">ザンビア共和国</a>	70
	<a href="#">サンピエール島・ミクロン島</a>	50
	<a href="#">サンマリノ共和国</a>	60
	<a href="#">シエラレオネ共和国</a>	175
	<a href="#">ジブチ共和国</a>	125
	<a href="#">ジブラルタル</a>	90
	<a href="#">ジャマイカ</a>	75
	<a href="#">ジョージア</a>	101
	<a href="#">シリア・アラブ共和国</a>	110
	<a href="#">シンガポール共和国</a>	30
	<a href="#">シント・マールテン島</a>	70

～2025年5月31日

2025年6月1日～

	<a href="#">ジンバブエ共和国</a>	<a href="#">70</a>
	<a href="#">スイス連邦</a>	<a href="#">40</a>
	<a href="#">スウェーデン王国</a>	<a href="#">20</a>
	<a href="#">スーダン共和国</a>	<a href="#">125</a>
	<a href="#">スペイン</a>	<a href="#">30</a>
	<a href="#">スペイン領北アフリカ</a>	<a href="#">30</a>
	<a href="#">スリナム共和国</a>	<a href="#">80</a>
	<a href="#">スリランカ民主社会主義共和国</a>	<a href="#">75</a>
	<a href="#">スロバキア共和国</a>	<a href="#">45</a>
	<a href="#">スロベニア共和国</a>	<a href="#">100</a>
	<a href="#">赤道ギニア共和国</a>	<a href="#">120</a>
	<a href="#">セネガル共和国</a>	<a href="#">125</a>
	<a href="#">セルビア共和国</a>	<a href="#">120</a>
	<a href="#">セントクリストファー・ネイビス</a>	<a href="#">79</a>
	<a href="#">セントビンセントおよびグレナディーン諸島</a>	<a href="#">80</a>
	<a href="#">セントヘレナ島</a>	<a href="#">250</a>
	<a href="#">セントルシア</a>	<a href="#">80</a>
	<a href="#">ソマリア民主共和国</a>	<a href="#">125</a>
	<a href="#">ソロモン諸島</a>	<a href="#">159</a>
	<a href="#">タークス・カイコス諸島</a>	<a href="#">80</a>
	<a href="#">タイ王国</a>	<a href="#">45</a>
	<a href="#">大韓民国</a>	<a href="#">30</a>
	<a href="#">台湾</a>	<a href="#">30</a>
	<a href="#">タジキスタン共和国</a>	<a href="#">60</a>
	<a href="#">タンザニア連合共和国</a>	<a href="#">80</a>
	<a href="#">チェコ共和国</a>	<a href="#">45</a>

～2025年5月31日

2025年6月1日～

	<a href="#">チャド共和国</a>	250
	<a href="#">中央アフリカ共和国</a>	127
	<a href="#">中華人民共和国</a>	29
	<a href="#">チュニジア共和国</a>	70
	<a href="#">朝鮮民主主義人民共和国</a>	129
	<a href="#">チリ共和国</a>	35
	<a href="#">ツバル</a>	120
	<a href="#">デンマーク王国</a>	30
	<a href="#">ドイツ連邦共和国</a>	20
	<a href="#">トーゴ共和国</a>	110
	<a href="#">トケラウ諸島</a>	159
	<a href="#">ドミニカ共和国</a>	35
	<a href="#">ドミニカ国</a>	112
	<a href="#">トリニダード・トバゴ共和国</a>	55
	<a href="#">トルクメニスタン</a>	110
	<a href="#">トルコ共和国</a>	45
	<a href="#">トンガ王国</a>	105
	<a href="#">ナイジェリア連邦共和国</a>	80
	<a href="#">ナウル共和国</a>	110
	<a href="#">ナミビア共和国</a>	80
	<a href="#">ニウエ</a>	159
	<a href="#">ニカラグア共和国</a>	55
	<a href="#">ニジェール共和国</a>	70
	<a href="#">ニューカレドニア</a>	100
	<a href="#">ニューージーランド</a>	25
	<a href="#">ネパール</a>	106

～2025年5月31日

2025年6月1日～

	<a href="#">ノーフォーク島</a>	<a href="#">79</a>
	<a href="#">ノルウェー王国</a>	<a href="#">20</a>
	<a href="#">バーレーン王国</a>	<a href="#">80</a>
	<a href="#">ハイチ共和国</a>	<a href="#">75</a>
	<a href="#">パキスタン・イスラム共和国</a>	<a href="#">70</a>
	<a href="#">バチカン市国</a>	<a href="#">20</a>
	<a href="#">パナマ共和国</a>	<a href="#">55</a>
	<a href="#">バヌアツ共和国</a>	<a href="#">159</a>
	<a href="#">バハマ国</a>	<a href="#">35</a>
	<a href="#">パプアニューギニア独立国</a>	<a href="#">50</a>
	<a href="#">バミューダ諸島</a>	<a href="#">50</a>
	<a href="#">パラオ共和国</a>	<a href="#">100</a>
	<a href="#">パラグアイ共和国</a>	<a href="#">60</a>
	<a href="#">バルバドス</a>	<a href="#">75</a>
	<a href="#">パレスチナ</a>	<a href="#">30</a>
	<a href="#">ハワイ</a>	<a href="#">9</a>
	<a href="#">ハンガリー共和国</a>	<a href="#">35</a>
	<a href="#">バングラデシュ人民共和国</a>	<a href="#">70</a>
	<a href="#">東ティモール民主共和国</a>	<a href="#">126</a>
	<a href="#">フィジー諸島共和国</a>	<a href="#">50</a>
	<a href="#">フィリピン共和国</a>	<a href="#">35</a>
	<a href="#">フィンランド共和国</a>	<a href="#">30</a>
	<a href="#">ブータン王国</a>	<a href="#">70</a>
	<a href="#">プエルトリコ</a>	<a href="#">40</a>
	<a href="#">フェロー諸島</a>	<a href="#">75</a>
	<a href="#">フォークランド諸島</a>	<a href="#">190</a>

～2025年5月31日

2025年6月1日～

	<a href="#">ブラジル連邦共和国</a>	<a href="#">30</a>
	<a href="#">フランス共和国</a>	<a href="#">20</a>
	<a href="#">フランス領ギアナ</a>	<a href="#">50</a>
	<a href="#">フランス領ポリネシア</a>	<a href="#">50</a>
	<a href="#">フランス領ワリス・フテュナ諸島</a>	<a href="#">230</a>
	<a href="#">ブルガリア共和国</a>	<a href="#">80</a>
	<a href="#">ブルキナファソ</a>	<a href="#">80</a>
	<a href="#">ブルネイ・ダルサラーム国</a>	<a href="#">62</a>
	<a href="#">ブルンジ共和国</a>	<a href="#">70</a>
	<a href="#">米領サモア</a>	<a href="#">50</a>
	<a href="#">米領バージン諸島</a>	<a href="#">20</a>
	<a href="#">ベトナム社会主義共和国</a>	<a href="#">85</a>
	<a href="#">ベナン共和国</a>	<a href="#">80</a>
	<a href="#">ベネズエラ・ボリバル共和国</a>	<a href="#">50</a>
	<a href="#">ベラルーシ共和国</a>	<a href="#">80</a>
	<a href="#">ベリーズ</a>	<a href="#">55</a>
	<a href="#">ベルー共和国</a>	<a href="#">55</a>
	<a href="#">ベルギー王国</a>	<a href="#">20</a>
	<a href="#">ポーランド共和国</a>	<a href="#">40</a>
	<a href="#">ボスニア・ヘルツェゴビナ</a>	<a href="#">60</a>
	<a href="#">ボツワナ共和国</a>	<a href="#">75</a>
	<a href="#">ボリビア共和国</a>	<a href="#">55</a>
	<a href="#">ポルトガル共和国</a>	<a href="#">35</a>
	<a href="#">香港</a>	<a href="#">30</a>
	<a href="#">ホンジュラス共和国</a>	<a href="#">65</a>
	<a href="#">マーシャル諸島共和国</a>	<a href="#">110</a>

～2025年5月31日

2025年6月1日～

	<a href="#">マイヨット島</a>	<a href="#">150</a>
	<a href="#">マカオ</a>	<a href="#">55</a>
	<a href="#">マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国</a>	<a href="#">80</a>
	<a href="#">マダガスカル共和国</a>	<a href="#">160</a>
	<a href="#">マディラ諸島</a>	<a href="#">35</a>
	<a href="#">マラウイ共和国</a>	<a href="#">127</a>
	<a href="#">マリ共和国</a>	<a href="#">55</a>
	<a href="#">マルタ共和国</a>	<a href="#">70</a>
	<a href="#">マルチニーク島</a>	<a href="#">55</a>
	<a href="#">マレーシア</a>	<a href="#">30</a>
	<a href="#">ミクロネシア連邦</a>	<a href="#">79</a>
	<a href="#">南アフリカ共和国</a>	<a href="#">75</a>
	<a href="#">南スーダン共和国</a>	<a href="#">125</a>
	<a href="#">ミャンマー連邦</a>	<a href="#">90</a>
	<a href="#">メキシコ合衆国</a>	<a href="#">35</a>
	<a href="#">モーリシャス共和国</a>	<a href="#">70</a>
	<a href="#">モーリタニア・イスラム共和国</a>	<a href="#">80</a>
	<a href="#">モザンビーク共和国</a>	<a href="#">127</a>
	<a href="#">モナコ公国</a>	<a href="#">25</a>
	<a href="#">モルディヴ共和国</a>	<a href="#">105</a>
	<a href="#">モルドバ共和国</a>	<a href="#">101</a>
	<a href="#">モロッコ王国</a>	<a href="#">70</a>
	<a href="#">モンゴル国</a>	<a href="#">60</a>
	<a href="#">モンセラット</a>	<a href="#">112</a>
	<a href="#">モンテネグロ共和国</a>	<a href="#">120</a>
	<a href="#">ヨルダン・ハシミテ王国</a>	<a href="#">110</a>

～2025年5月31日	2025年6月1日～
-------------	------------

	<a href="#">ラオス人民民主共和国</a>	105
	<a href="#">ラトビア共和国</a>	90
	<a href="#">リトアニア共和国</a>	60
	<a href="#">リビア共和国</a>	70
	<a href="#">リヒテンシュタイン公国</a>	30
	<a href="#">リベリア共和国</a>	75
	<a href="#">ルーマニア</a>	60
	<a href="#">ルクセンブルク大公国</a>	35
	<a href="#">ルワンダ共和国</a>	125
	<a href="#">レソト王国</a>	70
	<a href="#">レバノン共和国</a>	112
	<a href="#">レユニオン</a>	70
	<a href="#">ロシア連邦</a>	45
	<a href="#">インマルサットAero</a>	700
	<a href="#">インマルサットBGAN/FB/SB</a>	209
	<a href="#">インマルサットF</a>	209
	<a href="#">インマルサットBGAN/FB/SB (HSD)</a>	700
	<a href="#">インマルサットF (HSD)</a>	700
	<a href="#">イリジウム衛星携帯電話</a>	250
	<a href="#">スラーヤ衛星携帯電話</a>	175
	<a href="#">ボーダフォン (マルタ)</a>	700
	<p>備考</p> <p>1 <a href="#">第3種ドットフォンサービスにおける、外国への通信の取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。</a></p> <p>2 <a href="#">本邦とインマルサットシステム又はボーダフォン (マルタ) に係る移動地球局との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。</a></p> <p>3 <a href="#">通則14 (消費税相当額の加算) の規定にかかわらず、この表に規定する料金は消費税課税対象外とします。</a></p>	

～2025年5月31日

2025年6月1日～

第2表 工事に関する費用（工事費）

1 適用

区 分	内 容				
(1) 交換機等工事費の適用	<p>工事費は、施工した工事に係る交換機等工事費を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>交換機等工事費の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交換機等工事費</td> <td>IP通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費の適用	交換機等工事費	IP通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。
区 分	交換機等工事費の適用				
交換機等工事費	IP通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。				
(2) 工事費の適用除外	<p>次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。</p> <p>ア 第1種ドットフォン利用回線が当社が提供する第2種契約に係る回線である場合の第1種ドットフォンサービスの提供の開始に関する工事</p> <p>イ 国際電話利用休止機能又は国際電話発信機能の利用の開始に関する工事</p>				
(3) 工事費の減額適用	<p>当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>				

2 工事費の額

2-1 第1種ドットフォンサービスに関するもの

第1種ドットフォンサービスの利用の開始、又は付加機能の利用の開始に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
交換機等工事費	タイプ1の利用の開始に関する工事	1契約ごとに 500円（550円）
	付加機能（特定番号通知機能に限ります。）の利用の開始に関する工事	1契約ごとに 1,000円（1,100円）